

3 文科教第 117 号
令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 25 号）」が公布、施行され、別添 2 のとおり教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 3 のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 4 のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添 5 のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日 2 文科高第 1070 号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意事

項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程WG報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にもみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること
- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な関係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等関係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できるようにすること

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を

廃止するものです。

2 改正等の要点

(1) 連携開設科目

連携開設科目の単位の認定

(免許法施行規則第10条の3第1項)

免許状の授与を受けようとする者は他の大学(大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。)で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとすること。

連携開設科目を開設する教職課程の扱い

(免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3(3))

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

(教職課程認定基準2(3))

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。)の教職課程の認定を同時に受ける教職課程(以下「連携教職課程」という。)において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

(教職課程認定基準9)

以下のア)からオ)の要件を全て満たす必要があることとすること。

- ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること
- イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとする

連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
その他連携教職課程の実施に必要な事項

- ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等において8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること
- エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とする
- オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととする

なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとする。（教職課程認定基準3（8））

連携教職課程を設置する大学への実地視察

（教職課程認定大学実地視察規程4）

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとする。

（2）学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準 2 (1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い
(教職課程認定基準 8)

同一の免許状の種類の教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であって、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとする。

学部等連係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い
(教職課程認定審査の確認事項 1 (1))

既に認定を受けている学部等連係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等連係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等連係課程実施基本組織の分離と解されるときは、新たに課程認定を受けることが必要とすること。

(3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

(免許法施行規則第 22 条の 7、第 22 条の 8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。

(4) 高等学校教諭免許状 (情報) 等の教職課程における「教科に関する専門的事項」の共通化の拡大

(教職課程認定基準 4 - 8 (1))

高等学校教諭 (情報) と中学校・高等学校教諭 (数学) 又は中学校 (技術)

の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

- (5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止
(免許法施行規則等の各種様式)

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1) 及び 並びに(5)については、公布の日(令和3年5月7日)から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

- (2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。

幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。

連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるよう、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2

(5) に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。

広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。

大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。

連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。

連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類の教職課程ごとに専任教員 1 人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。

(3) 新しく学部等連係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請
学部等連係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。

なお、既に教職課程の認定を受けている連係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。

(4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添 6 において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。

(5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大

複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる（教職課程認定基準 4 - 8 (4)）ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・

高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

（６）各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

（７）各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和２年１２月１８日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添１のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

（８）その他

令和４年度から連携教職課程を設置する場合については、事前相談を令和３年５月～６月中旬、申請書提出締切を令和３年６月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。

今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和３年１月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要な教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 3 年文部科学省令第 25 号)

別添 2 教職課程認定基準(平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定)の改正(新旧対照表)

別添 3 教職課程認定大学実地視察規程(平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定)の改正(新旧対照表)

別添 4 教職課程認定審査の確認事項(平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定)の改正(新旧対照表)

別添 5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について(通知)」(令和 3 年 2 月 26 日 2 文科高第 1070 号)

別添 6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

教職課程全般に関すること

教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○文部科学省令第二十五号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第七条第五項、第十六条の二第四項並びに別表第一備考第五号イ及び第六号、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月七日

文部科学大臣 萩生田光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十条の二 「略」

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第二十条第一項、第二十二條第四項及び第六十六條の八において同じ。）
、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第二十二條第四項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）
、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第二條から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二條から前條までに規定す

改正前

第十条の二 「同上」

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第二十条第一項、第二十二條第三項及び第六十六條の八において同じ。）
、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第二十二條第三項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）
、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第二條から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二條から第六條、第七條、

る一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4・5 「略」

第十條の三 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十七條の三（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十三條の二、短期大学設置基準第十三條の三、専門職短期大学設置基準第二十條の二又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十二條の二の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位数に含めることができる。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八條（大学院設置基

第九條、第十條、第十條の三及び第十條の四に規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4・5 「同上」

第十條の三 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六條第一項、短期大学設置基準第十六條第一項、専門職短期大学設置基準第二十三條第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項若しくは第二十八條第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位数に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二條から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八條（大学院設置基

準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第二十四条、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条又は専門職大学院設置基準第十三条、第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

3| 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学(認定課程を有する大学(授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。))に限る。)において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項、専門職短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職大学院設置基準第十四条第一項、第二十二條第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第五条まで、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状(高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状)に係る各科目の単位数を上限とする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三條第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第

準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

〔項を加える。〕

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三條第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第

五十九条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第五項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならぬ。

一〇十 「略」

2 「略」

第二十二條 「略」

2 「略」

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大学設置基準第八条の二第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。

4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一

五十九条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならぬ。

一〇十 「同上」

2 「同上」

第二十二條 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関

項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二項第一項、第三項第一項、第四項第一項、第五項第一項、第七項第一項、第九項及び第十項の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

5||
[略]

6||
[略]

第二十二條の七 二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第二十二條の八 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二項第一項、第三項第一項、第四項第一項、第五項第一項、第七項第一項、第九項及び第十項の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4||
[同上]

5||
[同上]

「条を加える。」

「条を加える。」

別記第一号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）」と記入すること。

エ 免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（第 条）」の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ 「（左記の教科について）」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「（記）」の欄は設けないこと。

キ 「（番号）」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

(ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

(エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

(オ) 特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行つた年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

(カ) その他授与権者において必要と認める事項

ケ 「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日を記載すること。

二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

別記第二の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）

氏 名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

記

1 基礎資格

・ 学位の種類

・ 在学期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業）

2 単位

・ （教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ 特別支援教育に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ 全ての単位を修得した年度 年度

・ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

（科目名）〇〇単位

備考

一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。

- 二 「学位の種類」の箇所には、「修士（ ）」、「学士（ ）」又は「短期大学士（ ）」のように学位の種類及び分野を記入すること。
- 三 「（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目」の「（科目名）」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目（国語に関する専門的事項）」のように教育職員免許法施行規則第2条から第5条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「養護に関する科目（衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。））」のように教育職員免許法施行規則第9条に規定する科目名を、栄養に係る教育及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のように教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。
- 四 「特別支援教育に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のように教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。
- 五 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「（科目名）」の箇所には、「日本国憲法」のように教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

別記第二の二号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）	
氏 名	
（旧 姓）	
（通称名）	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）（第	
欄）に定める単位を修得したことを証明する。	
年 月 日	
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇	
記	
単位	
・（科目名）〇〇単位	
・上記の全ての単位を修得した年度	年度

備考

- 一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第三」、「別表第四」、「別表第五」、「別表第六」、「別表第六の二」、「別表第七」又は「別表第八」と記入すること。
- 二 「（第 欄）」の箇所には、別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八については「第四欄」、別表第四又は別表第五については「第三欄」と記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のよ
うに記入すること。

別記第二の三号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（新教育領域の追加の定め）

氏 名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法施行規則第7条第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

記

単位

・（科目名）〇〇単位

備考 「（科目名）」の箇所には、「視覚障害者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目」「知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目」のように記入すること。

別記第二の四号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（教育職員検定）	
氏 名	
（旧 姓）	
（通称名）	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおり、（教育職員免許法）（第 条）に定める科目の単位を修得したことを証明する。	
年 月 日	
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇	
記	
単位	
・（科目名）〇〇単位	
・上記の全ての単位を修得した年度	年度

備考

- 一 「（教育職員免許法）」の箇所には、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」のように記入すること。
- 二 「（第 条）」の箇所には、教育職員免許法については「附則第5項の表第4欄」「附則第9項の表第4欄」「附則第17項の表第4欄」のように、教育職員免許法施行規則については「第64条第2項の表第4欄」のように、記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のように記入すること。

別記第三の一号様式（第七十三條の二関係）

人物に関する証明書	
氏 名	
（旧 姓）	
（通称名）	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
年 月 日	
（証明者）	
記	
項目	所見

備考

- 一 「（証明者）」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

別記第三の二号様式（第七十三条の二関係）

実務に関する証明書					
氏 名					
（旧 姓）					
（通称名）					
年 月 日生					
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。					
年 月 日					
（証明者）					
記					
1 良好な成績で勤務した期間					
期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考
2 良好な成績で勤務した年月数					
合計 ○○年○○月					

備考 「（証明者）」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように実務証明責任者を記入すること。

別記第三の三号様式（第七十三條の二関係）

身体に関する証明書	
氏 名	
（旧 姓）	
（通称名）	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
年 月 日	
（証明者）	
記	
項目	状況

備考

- 一 「（証明者）」の箇所は、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）
（課程の一部を履修）したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

記

必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

備考

- 一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「必修領域」、「選択必修領域」又は「選択領域」のうち一又は二の領域について証明する場合には、証明しない領域の欄は設けな

いこととする。

三 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

別記第五号様式（第七十三条の四関係）

（番号）

有効期間更新証明書

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第一項の定めるところにより更新する。

次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

一 「（番号）」の欄には、更新の年度を略記し、年度ごとに番

号を改め、一番から追番号をもつて記入するものとする。

二 更新する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第六号様式（第七十三条の四関係）

（番号）

有効期間延長証明書

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第五項の定めるところにより 年 月 日まで延長する。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第五号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

(教育職員免許法施行法施行規則の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第九条関係）

（教育職員） （専修） （一種） （二種） 免許状	
本籍地	
氏名	
（旧姓）	
（通称名）	
年 月 日生	
右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより （左記の教科について） （教育職員） （専修） （一種） （ 二種） 免許状を有するものとみなす。	
（記）	
年 月 日	
授与権者	印
（番号）	
授与条件	

備考

- 一 免許法施行規則別記第一号様式備考（第一号ケを除く。）の規定は、この様式の場合について準用する。
- 二 「（記）」の欄に記載すべき教科名の下に旧令による教員免許状の記載科目を括弧書で記載するとともに、「授与条件」の欄にその免許状の種類及び授与の年月日を記入するものとする。

(教員資格認定試験規程の一部改正)

第三条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式

(番号)
合 格 証 書
本 籍
氏 名
(旧 姓)
(通称名)
年 月 日生
上記の者は、教員資格認定試験規程による(〇〇の種目に係る) (〇〇教員資格認定試験)に合格したことを証する。
年 月 日
(文部科学省又は〇〇大学)

備考

- 1 「(番号)」の箇所には、合格証書授与の年度並びに認定試験の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、1番からの追番号をもつて記入するものとする。
- 2 「(〇〇の種目に係る)」の箇所には、「柔道の種目に係る」のように記入するものとする。ただし、小学校教員資格認定試験の場合は、この箇所を設けないものとする。(別記第2号様式の場合においても同様とする。)
- 3 「(〇〇教員資格認定試験)」の箇所には、「小学校教員資格認定試験」のように記入するものとする。(別記第2号様式の場合においても同様とする。)
- 4 「(文部科学省又は〇〇大学)」の箇所には、文部科学大臣が行なった認定試験の場合にあつては「文部科学省」と、大学が行なった認定試験の場合にあつては当該大学名を記入するものとする。(別記第2号様式の場合においても同様とする。)
- 5 合格証書の書換え又は再交付の場合は、裏面に、その旨並びに

書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

別記第 2 号様式

(番号)
合 格 証 明 書
本 籍
氏 名
(旧 姓)
(通称名)
年 月 日生
上記の者は、教員資格認定試験規程による(〇〇の種目に係る) (〇〇教員資格認定試験)に合格したものであることを証明する。
1 合格証書の番号
2 合格証書授与の年月日
年 月 日
(文部科学省又は〇〇大学)

備考 別記第 1 号様式備考第 1 号の規定は、「(番号)」の箇所について準用する。

(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部
改正)

第四条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
(平成九年文部省令第四十号)の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">証 明 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">本籍地</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">氏 名</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">(旧 姓)</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">(通称名)</p> <p style="margin: 5px 0 0 150px;">年 月 日生</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0 0 0;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; padding: 5px;">期 間</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">学校名又は施設名及び住所</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">体験の概要</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">学校又は施設の長の名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">年月日～年月日 (日間)</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>				期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名	年月日～年月日 (日間)			
期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名								
年月日～年月日 (日間)											

備考

- 1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。
- 2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

別記第一号様式（附則第十八条関係）

（番号）

更新講習修了確認証明書

本籍地

氏名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同条第三項第二号の定めるところにより
年 月 日とする。

年 月 日

免 許 管 理 者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

一 「（番号）」の欄には、更新講習修了確認の年度を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもって記入するものとする。

二 所持する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第二号様式（附則第十八条関係）

（番号）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書

本籍地

氏名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了してから教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第六条第一項に規定する期間内にあることを、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同号の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免 許 管 理 者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

別記第三号様式（附則第十八条関係）

（番号）

修了確認期限延期証明書

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、その修了確認期限を教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第四項の定めるところにより
年 月 日まで延期する。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

別記第四号様式（附則第十八条関係）

（番号）

免許状更新講習免除証明書

本籍地

氏名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の定めるところにより免許状更新講習の受講を免除する。

次の修了確認期限は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第十条第二項の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免 許 管 理 者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法施行規則第二十二條の七及び第二十二條の八の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日 教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>1 総則 ～省略～</p> <p>2 教育上の基本組織 (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 8 5 条ただし書に規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、</u>その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。 <u>また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。</u> <u>さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連携協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連携協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連携協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連携協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連携協力研究科等についても同様とする。</u></p> <p>(2) 大学設置基準第 4 3 項第 1 項、大学院設置基準第 3 1 条第 2 項、短期大学設置基準第 3 6 条第 1 項、専門職大学設置基準第 5 9 条第 1 項、専門職短期大学設置基準第 5 5 条第 1 項又は専門職大学院設置基準第 3 2 条第 2 項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。</p>	<p>1 総則 ～省略～</p> <p>2 教育上の基本組織 (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 8 5 条ただし書に規定する組織、研究科、専攻、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。<u>なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。</u></p> <p>(2) 大学設置基準第 4 3 項第 1 項、大学院設置基準第 3 1 条第 2 項、短期大学設置基準第 3 6 条第 1 項、専門職大学設置基準第 5 9 条第 1 項、専門職短期大学設置基準第 5 5 条第 1 項又は専門職大学院設置基準第 3 2 条第 2 項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。</p>

(3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目(特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む)(以下「連携開設科目」という。)を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

(4)～(7) 省略

3 教育課程、教員組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

(新設)

(3)～(6) 省略

3 教育課程、教員組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学(短期大学の専攻科を除く)は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「各

(2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。) 教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。) 又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支

教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関する科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(参考) 再掲

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

(新設)

(参考) 再掲

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。) 教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。) 又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関する

援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

(5)～(7) 省略

(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

(9)～(10) 省略

4 ~ 4 - 7 省略

る科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(2)～(4) 省略

(5) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

(参考) 再掲

9 その他の特例

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

(6)～(7) 省略

4 ~ 4 - 7 省略

4 - 8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

) 省略

) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

中学校(国語)・高等学校(国語)と高等学校(書道)

中学校(社会)と高等学校(地理歴史)

中学校(社会)と高等学校(公民)

中学校(社会)・高等学校(公民)と中学校(宗教)・高等学校(宗教)

中学校(数学)・高等学校(数学)と高等学校(情報)

__ 中学校(美術)・高等学校(美術)と高等学校(工芸)

__ 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と高等学校(看護)

__ 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と養護教諭

__ 中学校(保健)・高等学校(保健)と高等学校(看護)

__ 中学校(保健)・高等学校(保健)と養護教諭

__ 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と中学校(保健)・高等学校(保健)

__ 中学校(技術)と高等学校(情報)

__ 中学校(技術)と高等学校(工業)

__ 高等学校(看護)と養護教諭

(2) ~ (3) 省略

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科

4 - 8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

) 省略

) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

中学校(国語)・高等学校(国語)と高等学校(書道)

中学校(社会)と高等学校(地理歴史)

中学校(社会)と高等学校(公民)

中学校(社会)・高等学校(公民)と中学校(宗教)・高等学校(宗教)

__ 中学校(美術)・高等学校(美術)と高等学校(工芸)

__ 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と高等学校(看護)

__ 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と養護教諭

__ 中学校(保健)・高等学校(保健)と高等学校(看護)

__ 中学校(保健)・高等学校(保健)と養護教諭

__ 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と中学校(保健)・高等学校(保健)

__ 中学校(技術)と高等学校(工業)

__ 高等学校(看護)と養護教諭

(2) ~ (3) 省略

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科

<p>目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。</p> <p>4 - 9 ~ 7 省略</p> <p>8 <u>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</u> <u>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類</u> <u>の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数</u> <u>については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一</u> <u>つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置す</u> <u>ることができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等</u> <u>連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</u> <u>「領域に関する専門的事項」(「複合領域」を含む。)</u> ② <u>「教科に関する専門的事項」(「複合科目」を含む。)</u> <u>「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的</u> <u>理解に関する科目等」</u> <u>特別支援教育に関する科目</u> <u>養護に関する科目</u></p> <p>9 <u>連携教職課程を設置する場合の要件</u> <u>2(3)により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目と</u> <u>みなす特例を活用して、同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭</u> <u>の免許状を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等(以下</u> <u>「連携教職課程」という。)を設置する大学の要件を、以下のとおり定め</u> <u>る。</u> (1) <u>連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つ</u> <u>は、2(5)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受</u></p>	<p>目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。</p> <p>4 - 9 ~ 7 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

_____連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

_____学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整

_____その他連携教職課程の実施に必要な事項

(3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

(4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

10 省略

削除

(3.(8)へ移動して一部改正)

8 省略

9 その他の特例

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

<p><u>11 ~ 12 省略</u></p> <p><u>13 その他</u> <u>(1)本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3(3)については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u></p> <p><u>(2)~(3) 省略</u></p>	<p><u>の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限る。他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。</u></p> <p><u>10 ~ 11 省略</u></p> <p><u>12 その他</u> <u>(1)本基準は、平成31年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u></p> <p><u>(2)~(3) 省略</u></p>
--	---

教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日 養成部会決定）の改正（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>1 . 趣旨 (1) 教員の免許状の授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。 (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 ~ 3 . 省略</p> <p>4 . 連携教職課程を設置する大学への実地視察 <u>教職課程認定基準（平成 1 3 年 7 月 1 9 日教員養成部会決定）2（3）に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。</u></p> <p><u>5 ~ 6</u> 省略</p> <p><u>7</u> その他 (1) この規程は令和 4 年度から適用する。 (2) 省略</p>	<p>1 . 趣旨 (1) 教員の免許状の授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。 (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 ~ 3 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 ~ 5</u> 省略</p> <p><u>6</u> その他 (1) この規程は平成 2 8 年度から適用する。 (2) 省略</p>

教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日 課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第 7 条の 2 に定める研究科を置く大学院を含む。）大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第 8 5 条ただし書きに規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織</u>、<u>学科連係課程実施学科</u>、<u>研究科、専攻</u>、<u>研究科等連係課程実施基本組織</u>その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、以下の場合、新たに課程認定を行うことを要しない。</p> <p style="padding-left: 40px;">～ 省略</p>	<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第 7 条の 2 に定める研究科を置く大学院を含む。）大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第 8 5 条ただし書きに規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、以下の場合、新たに課程認定を行うことを要しない。</p> <p style="padding-left: 40px;">～ 省略</p>

2 文科高第 1070 号
令和 3 年 2 月 26 日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長

殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

このたび、別添 1 のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 9 号）（以下「改正省令」という。）が、別添 2 のとおり「大学等連携推進法人の認定等に関する規程」（令和 3 年文部科学省告示第 17 号）（以下「認定規程」という。）が、別添 3 のとおり「大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件」（令和 3 年文部科学省告示第 18 号）等（以下「文部科学大臣が定める基準等」という。）が、別添 4 のとおり「大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学が協議すべき事項について定める件」（令和 3 年文部科学省告示第 19 号）等（以下「連携開設科目を開設する大学が協議すべき事項」という。）が、別添 5 のとおり「専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示」（令和 3 年文部科学省告示第 20 号）が、それぞれ令和 3 年 2 月 26 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において、複数大学による人的・物的リソースの効果的共有及び教育研究機能の強化を図るため、各大学設置者の枠組みを越えた連携や機能分担を促進する制度の創設が提言されたことを踏まえ、この制度の実現に向け、所要の規定を整備するものです。

これらの規定及び留意事項は下記のとおりですので、御了知の上、適正な実施をお願いします。

記

第1 改正省令について

1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

(1) 連携開設科目

大学は、次のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下1(1)内において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができるものとする。（第19条の2第1項関係）

ア 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学

イ 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が2以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学、専門職大学又は短期大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学

により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。（第19条の2第2項関係）

ア アに該当する他大学が開設するもの アに規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ イに該当する他大学が開設するもの イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第19条の2第3項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第27条の3関係）

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。（第32条第6項関係）

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、(1) アに規定する基準に適合している場合又は

全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「31単位」及び「32単位」とあるのは、「20単位」とすること。（第45条第3項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

2 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の一部改正

(1) 連携開設科目

専門職大学は、次のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する連携開設科目を当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができるものとする。（第11条の2第1項関係）

ア 当該専門職大学の設置者（その設置する他の大学と当該専門職大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人（当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。（第11条の2第2項関係）

ア アに該当する他の大学が開設するもの アに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ イに該当する他の大学が開設するもの イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第11条の2第3項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第23条の2関係）

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。（第29条第3項関係）

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、(1) アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「31 単位」とあるのは「20 単位」と、「10 単位」とあるのは「7 単位」と、「20 単位」とあるのは「15 単位」とすること。（第 61 条第 5 項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

3 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 連携開設科目

大学院における連携開設科目については大学設置基準の各規定を準用すること。（第 15 条関係）

(2) 修士課程の修了の要件に関する事項

修士課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は 7 単位を超えないものとする。（第 16 条第 2 項関係）

(3) 博士課程の修了の要件に関する事項

博士課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は 7 単位を超えないものとする。（第 17 条第 4 項関係）

(4) 共同教育課程に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、大学設置基準第 19 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学院で修得すべき単位数については、「10 単位」とあるのは「7 単位」とすること。（第 33 条第 3 項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

4 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）の一部改正

(1) 連携開設科目

専門職大学院は、次のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携して開設する連携開設科目を、当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができること。（第 6 条の 3 第 1 項関係）

ア 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する大学に置かれる他の大学院と当該専門職大学院との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合

しているものに限る。)が設置する大学に置かれる他の大学院
イ 大学等連携推進法人(当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であるものであり、かつ、
連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する大学に置かれる他の大学院
により当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲
げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする事
こと。

(第6条の3第2項関係)

ア アに該当する他の大学院が開設するもの アに規定する基準の定めるところにより当
該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ イに該当する他の大学院が開設するもの イの大学等連携推進法人が策定する連携推
進方針(その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針を
いう。)

により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開
設する他の大学院は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定め
る事項についての協議の場を設けるものとする事こと。(第6条の3第3項関係)

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、当
該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする事こと。(第12条
の2関係)

(3) 修了の要件に関する事項

修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすもの
とする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の4分の1を超え
ないものとする事こと。(第15条第2項関係)

(4) 法科大学院の課程の修了要件

法科大学院の課程の修了の要件として修得すべき93単位のうち、連携開設科目により修得した
ものとみなすものとする単位数は、15単位を超えないものとする事こと。ただし、93単位を超える単
位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り15単位を超
えてみなすことができる事こと。(第23条第2項関係)

(5) 教職大学院の課程の修了要件

教職大学院の課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したも
のものとみなすものとする単位数は、当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数
の4分の1を超えないものとする事こと。(第29条第2項関係)

(6) 共同教育課程に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、(1)アに規定する基準に適
合している場合又は全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共

同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学院で修得すべき単位数については、「10単位」とあるのは「7単位」とすること。(第34条第2項関係)

(7) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

5 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正

(1) 連携開設科目

短期大学は、次のいずれかに該当する他の大学(短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。)が当該短期大学と連携して開設する連携開設科目を、当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができること。(第5条の2第1項関係)

ア 当該短期大学の設置者(その設置する他の大学と当該短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。)が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人(当該短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の大学

により当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。(第5条の2第2項関係)

ア アに該当する他大学が開設するもの アに規定する基準の定めるところにより当該短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ イに該当する他大学が開設するもの イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。)

により連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。(第5条の2第3項関係)

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。(第13条の3関係)

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位を超えないものとする。(第18条第4項関係)

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成短期大学の設置者が同一であり、かつ、(1) アに規定する基準に適合している場合

又は全ての構成短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「10単位」とあるのは「7単位」，「20単位」とあるのは「15単位」とすること。（第38条第4項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

6 専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の一部改正

(1) 連携開設科目

専門職短期大学は、次のいずれかに該当する他の大学が当該専門職短期大学と連携して開設する連携開設科目を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができること。（第8条の2第1項関係）

ア 当該専門職短期大学の設置者（その設置する他の大学と当該専門職短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人（当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

により当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。（第8条の2第2項関係）

ア アに該当する他の大学が開設するもの アに規定する基準の定めるところにより当該専門職短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ イに該当する他の大学が開設するもの イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第8条の2第3項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第20条の2関係）

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては15単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては23単位を超えないものとする。（第26条第4項関係）

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職短期大学の設置者が同一であり、かつ、(1) アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「10 単位」とあるのは「7 単位」、「20 単位」とあるのは「15 単位」とすること。（第 58 条第 4 項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

7 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正

大学が公表するものとされている教育研究活動等の状況についての情報のうち、授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画並びに学修の成果に係る評価については、連携開設科目に係るものを含むものとする。（第 172 条の 2 関係）

第 2 認定規程について

1 認定規程の趣旨

18 歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、多様化する学修者のニーズや社会からの要請に応えていかななければならない。このためには、各大学が個々で取り組むだけでなく、自らの強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野において、幅広く他の大学や地方公共団体、産業界などと連携、協力して教育研究活動等に取り組んでいくことが効果的であり、大学間の連携をより強固なものにしていくことが求められている。

このため、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するため、一般社団法人について、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を創設した。

認定規程は、この認定等に関する事項を定めるものである。

2 認定の基準について（認定規程第 3 条関係）

大学等連携推進法人の認定の基準は、以下のとおりであること。

- (1) 2 以上の設置者（大学を設置する者をいう。以下第 2 及び第 6 において同じ。）を社員とする一般社団法人であること。その社員には、設置者以外の者を含めることを妨げないこと。
- (2) その社員である 2 以上の設置者がそれぞれ設置する大学（以下「参加大学」という。）に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。
- (3) 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (4) 大学等連携推進業務を行うに当たり、役員、使用人、社員等の一般社団法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- (5) 参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (6) 以下の事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。

参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他の の連携の内容及びその目標に関する事項

当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

当該一般社団法人の社員に設置者以外の者が含まれる場合にあっては、設置者以外の社員が実施する の連携の推進に関する事項

(7) 社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件などの不当な条件を付していないものであること。

(8) 社員は、各 1 個の議決権を有するものであること。ただし、社員の議決権に関する定款の定めが

- ・ 当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること
- ・ 社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭などの財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること

のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。

(9) 設置者である社員（ 5 (1)において「参加法人」という。）の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

(10) 代表理事を一人置いているものであること。

(11) 理事会を置いているものであること。

(12) 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

各役員について、本人、配偶者又は 3 親等内の親族である役員及び以下の者である役員の合計数が、役員の総数の 3 分の 1 を超えないこと。

ア 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 役員の使用人及び使用人以外の者でその役員から受ける金銭などの財産によって生計を維持しているもの

ウ アやイの 3 親等内の親族でアやイと生計を一にするもの

役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 大学等連携推進法人が 8 (2)によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）などの教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（(13) において「暴力団員等」という。）

(13) 以下のいずれにも該当しないものであること。

8 (2)により大学等連携推進法人の認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの

暴力団員等がその事業活動を支配するもの

3 認定の申請について（認定規程第4条関係）

(1) 大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に

- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書又はその写し
- ・ 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類
- ・ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表
- ・ 大学等連携推進方針
- ・ その他2に掲げる基準に適合することを証する書類

を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。インターネットの利用により定款、事業計画書、収支予算書、大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表及び大学等連携推進方針を公表している場合には、申請書にその旨とその書類を公表しているホームページアドレスを記載して、その書類の添付を省略することができること。

(2) 申請書には、

- ・ 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
- ・ 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地

を記載しなければならないこと。

(3) 申請を行う一般社団法人が公益社団法人である場合においては、(1)の「その他2に掲げる基準に適合することを証する書類」について、2のうち(4)、(7)、(8)、(11)、(12)(ア及びイを除く。)及び(13)を除くこと。

4 公示について（認定規程第5条関係）

(1) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定をしたときは、インターネットの利用などの適切な方法により、その旨を公示しなければならないこと。5(1)の規定による変更の届出があったとき及び8(1)又は(2)により認定を取り消したときも同様とすること。

(2) (1)の公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

5 届出について（認定規程第6条関係）

(1) 大学等連携推進法人は、

- ・ 名称及び代表理事の氏名の変更
- ・ 主たる事務所の所在地の変更
- ・ 大学等連携推進方針の変更
- ・ 社員及び参加法人が設置する大学の変更
- ・ 大学等連携推進業務に係る定款の変更

について変更があった場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。

と。

- (2) 大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。
- (3) 3(3)の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。

6 事業報告書等について（認定規程第7条関係）

- (1) 大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、
 - ・ 当該事業年度の事業報告書
 - ・ 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 当該事業年度の監事の監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを5年間公表しなければならないこと。
- (2) インターネットの利用により(1)の書類を公表している場合には、その書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもってその書類の提出に代えることができること。
- (3) 大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の氏名が記載された名簿を公表しなければならないこと。

7 報告の徴収等について（認定規程第8条関係）

文部科学大臣は、認定規程の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。

8 認定の取消し等について（認定規程第9条関係）

- (1) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、
 - ・ 解散したとき
 - ・ 文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたときのいずれかに該当する場合には、その認定を取り消さなければならないこと。
- (2) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、
 - ・ 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
 - ・ 2の基準に適合しなくなったとき
 - ・ 7により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
 - ・ これらのほか、教育若しくは研究に関する法令又はその法令に基づく行政機関の処分に違反したときのいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができること。
- (3) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が2の基準に適合しなくなったことを理由として認定の取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

9 電磁的記録による申請等について（認定規程第10条関係）

- (1) 認定規程の規定に基づき文部科学大臣に申請，届出その他の通知等（以下「申請等」という。）を行う場合には，書面等に代えて，電子情報処理組織を使用して書面等に係る電磁的記録により行うことができること。
- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は，文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなすこと。

10 電磁的記録による作成等について（認定規程第 11 条関係）

認定規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し，又は保存する場合には，書面等に代えて電磁的記録により行うことができること。

11 施行について（認定規程附則関係）

認定規程は，公布の日から施行すること。

第 3 文部科学大臣が定める基準等について

1 大学の設置者が設置する他の大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準は，次のとおりとすること。（令和 3 年文部科学省告示第 18 号第 1 条，令和 3 年文部科学省告示第 21 号第 1 条及び令和 3 年文部科学省告示第 23 号第 1 条関係）

(1) 当該大学の設置者において，その設置する 2 以上の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し，公表していること。

(2) (1)の方針において，次に掲げる事項が記載されていること。

当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項

当該 2 以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項

その実施についての当該 2 以上の大学の役割分担に関する事項

(3) (1)の方針の下，当該 2 以上の大学の間での緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

2 当該大学の設置者は，その策定した 1 (1)の方針（当該方針を変更した場合にあっては，変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。（令和 3 年文部科学省告示第 18 号第 2 条，令和 3 年文部科学省告示第 21 号第 2 条及び令和 3 年文部科学省告示第 23 号第 2 条関係）

第 4 連携開設科目に関して協議する事項について

1 連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学，当該連携開設科目を開設し，及び実施するために，当該連携開設科目に関して協議する事項は，次のとおりとすること。（令和 3 年文部科学省告示第 19 号，令和 3 年文部科学省告示第 22 号及び令和 3 年文部科学省告示第 24 号関係）

(1) 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画に関する事項

(2) 学修の成果に係る評価に当たつての基準に関する事項

(3) 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項

(4) これらのほか，当該連携開設科目を開設し，及び実施するために必要な事項

第5 専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示について

- 1 専門職大学に関し必要な事項を定める件に以下の(1)及び(2)を加えること。(第1条関係)
 - (1) 専門職大学設置基準第11条の2第1項第1号の文部科学大臣が定める基準等については、大学設置基準に基づく文部科学大臣が定める基準等の規定を準用する。
 - (2) 専門職大学設置基準第11条の2第3項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、大学設置基準に基づく連携開設科目に関して協議する事項の規定を準用する。
- 2 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件に以下の(1)及び(2)を加えること。(第2条関係)
 - (1) 専門職短期大学設置基準第8条の2第1項第1号の文部科学大臣が定める基準等については、短期大学設置基準に基づく文部科学大臣が定める基準等の規定を準用する。
 - (2) 専門職短期大学設置基準第8条の2第3項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、短期大学設置基準に基づく連携開設科目に関して協議する事項の規定を準用する。

第6 留意事項

- 1 教学上の特例について
 - (1) 連携開設科目の開設の目的について
連携開設科目の開設の目的は、授業科目の質の向上や教育資源の有効活用であり、具体的には、類似の授業科目の担当教員が知見や強みを持ち寄り授業内容・方法等の改善を図ることや、一大学ではなし得ない授業科目の充実、生まれた余力で少人数教育やTA補助によるきめ細かな指導、他大学の教員や学生との交流等による、授業科目や教育水準の向上等であること。
 - (2) 連携開設科目の位置づけについて
連携開設科目の開設に当たっては、各大学の「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を踏まえた「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づき、学位プログラムとしての体系性やバランスがとれるよう、連携開設科目をどの程度開設するか、当該科目を必修・選択・自由のどの区分とするかや何単位までを卒業要件に算入するかなどを工夫することが期待されること。
 - (3) 連携開設科目を開設する際の協議の場について
連携開設科目の開設に当たり、安定的かつ継続的な実施を確保するため、大学設置基準第19条の2第3項等に基づいて、大学間で協議の場(教学管理体制)を構築し、例えば、当該科目の計画、授業の方法や場所、授業科目の担当者、開設科目の主幹大学の明確化や、各大学の詳細な役割の分担、成績評価の手法や単位認定の手續、履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置な

ど、連携開設科目の実施について必要な事項を協議した上で、それらについてあらかじめ協定等を定めておくことが望ましいこと。

その際、当該協議の場は、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されることが必要であること。

各大学が連帯して主体性と責任を持つ観点からは、当該協議の場の役割は、協定等の締結にとどまらず、連携開設科目に関する改善、見直しを行うため、定期的・継続的に開催する必要があると考えられること。

(4) 連携開設科目実施上の工夫について

連携開設科目を開設する際に一の授業科目を履修する学生数が多数となる場合や大学設置基準第25条第2項等に基づき遠隔授業を行う場合には、授業の実施方法について適切に工夫することが求められること。

授業の実施に当たり、学生に大学間での移動を求める場合には、集中講義や時間割の配慮等、負担過重を防ぐ工夫が求められること。

連携開設科目の実施に当たり、複数の教員が一の授業科目を担当する場合には、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることに留意すること。また、試験やレポートの採点や成績評価を共同して行う場合には、採点・成績評価・単位認定等の基準の統一を図り、ばらつきの生じないようにする必要があること。これらの基準については、上記(3)の協議の場において大学間で適切に協議を行うこと。

(5) 連携開設科目に係る授業料等について

連携開設科目を開設する場合の授業料等については、授業料の額や納付方法等を上記(3)の協議の場等において定め、あらかじめ学生に周知すること。

(6) 連携開設科目を開設する際の大学数について

連携開設科目の開設に参加する大学数について、多数となると質保証の観点から極めて重要な上記(3)の協議の場において調整が困難となることや、一つの科目の履修学生数が過大なものになる懸念があるため、教学管理を円滑に機能させる観点から、大学数が過大にならないようにする配慮が求められること。

(7) 連携開設科目に係る認証評価について

連携開設科目の開設に参加する大学の機関としての認証評価については、大学等連携推進法人としてではなく、大学ごとに認証評価の対象となること。

また、連携開設科目については、各認証評価機関が定める大学評価基準における「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」に係る項目等の中で、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど自己点検・評価において重点的に取り扱うこと。

(8) 連携開設科目に係る学生への周知について

連携開設科目として他大学で開設される科目を自大学で開設したものとみなす場合においては、

特に、卒業要件として求められる単位数に算入する場合に上限が設けられていること等に鑑み、公開するシラバス上で連携開設科目であること、卒業要件の単位数への算入に上限があること、授業の実施場所等を明示し、周知不足により学生の不利益とならないよう留意すること。

(9) 連携開設科目の中止や中断について

何らかの事情により他大学で開講を予定していた連携開設科目が開講されなくなった場合や、中断を余儀なくされた場合は、各大学において、自大学の学生が卒業要件等の関連から不利益を受けることのないよう十分に配慮する必要があること。

(10) 連携開設科目や共同教育課程の実施主体について

連携開設科目や共同教育課程の実施主体はあくまでも大学であること。

(11) 連携開設科目や共同教育課程に係る方針への記載事項について

大学設置基準第 19 条の 2 第 2 項等で求めている方針においては、複数大学を設置する法人については、連携開設科目や共同教育課程について、法人内で大学間の連携に係る調整等の業務を中核となって行う者に関する事項や、各大学の教職員を対象とした研修に関する事項等、連携開設科目や共同教育課程の継続的かつ安定的な開設・編成及び実施のために必要な事項や大学間における役割分担などを記載すること。その際、大学間の負担が平準化されるよう留意すべきこと。

なお、大学等連携推進法人が策定する連携推進方針については 5 を参照すること。

(12) 複数大学を設置する法人の大学間における緊密な連携協力体制について

複数大学を設置する法人が連携開設科目の開設や共同教育課程の要件緩和を活用する場合、文部科学大臣が定める基準等第 1 項第 3 号において求められる大学間の緊密な連携協力体制については、同項第 2 号イに記載の連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者等を中心とした当該法人の体制の下、大学間において、連携開設科目の開設や共同教育課程の編成に当たって必要となる協議の場を通じた定期的な連絡・調整の実施など、大学等連携推進法人に参加する大学間において求められる連携協力体制と同等以上の連携協力体制が確保されている必要があること。

2 大学等連携推進法人について

大学等連携推進法人は、認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に係る法律（平成 18 年法律第 48 号）に定める一般社団法人の要件や大学等連携推進法人の認定の基準を満たす必要があること。

3 大学等連携推進業務について

大学等連携推進業務とは、例えば認定規程第 2 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項が想定されること。連携開設科目、共同教育課程及び共同教職員研修に関する事務の管理とは、連携開設科目の開設・実施又は共同教育課程の編成・実施のための協議の場の運営管理等や共同教職員研修の企画・運営等が想定されること。また、研究のあっせんとは、産学連携の窓口を設置することを通じた企業等とのマッチング支援や研究シーズに関する情報の一元的な把握等が想定されること。

これらのほか、教育研究施設の共同利用に関する支援、物品の共同調達等に関する事務手続、共同で行う広報や各種セミナーに関する事務手続等、幅広い業務が大学等連携推進業務として想定されるが、大学間の教育研究活動等に関する連携の推進に資するものである必要があり、したがって、連携に何ら関係のない業務の実施については大学等連携推進業務とはみなされないこと。

4 大学等連携推進法人の社員について

大学間の教育研究活動等に関する連携を推進するため、大学等連携推進法人の社員には設置者を2以上含むこと。設置者は、国立、公立、私立を同じくしても、異なってもかまわないこと。大学の特定の学部等のみが連携する場合でも、当該学部等ではなく、その設置者が社員となること。なお、社員となることができる設置者数に上限はないものの、大学間の連携を実施するに当たって適正な数とすること。

また、設置者のほか、大学間の教育研究活動等に関する連携内容に応じ、設置者以外の者も大学等連携推進法人の社員に含むことができること。設置者以外の者とは、高等専門学校を設置する法人、地方公共団体、国立研究開発法人及び民間企業等が想定されること。

5 大学等連携推進方針について

2以上の大学間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針であること。具体的には、以下の事項が記載されているものであること。

(1) 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項については、一般社団法人として当該大学間の教育研究活動等に関する連携を推進することに対し、その意義について記載すること。

(2) 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）等の参加大学の教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項については、参加大学が、教育研究活動等に関してどのような連携を行うのかについて、その内容を記載すること。連携開設科目を開設又は共同教育課程を編成する場合は、対象となる分野等の内容や実施等に当たっての参加大学の役割分担について記載すること。また連携内容に加え、その目標についても記載すること。

なお、連携内容及び目標に係る上記の事項がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。また、教職課程において連携開設科目を開設する場合には、その旨を明示しておくこと。

(3) 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項については、一般社団法人としてどのような大学等連携推進業務を行うのかについて、その内容を記載すること。

(4) 設置者以外の社員が実施する、参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項については、一般社団法人の社員に設置者以外の者を含む場合に、その社員がその連携を進めるために実施する取組について記載すること。

6 認定の申請等について

申請等に当たっては、別途定める「大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き」や「複数大学を設置する法人の教学上の特例に関する届出手引き」に基づくこと。

7 その他

教職課程における連携開設科目の取扱いについては、別途予定されている、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正の内容を参照すること。

本件担当

（改正省令，文部科学大臣が定める基準等，連携開設科目に関して協議する事項，専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示に関すること）

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03 - (5253) 4111 (内線3338)

（認定規程に関すること）

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

電話 03 - (5253) 4111 (内線3772)

○文部科学省令第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育課程の編成方針) 第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p style="text-align: center;">(連携開設科目)</p> <p>第十九条の二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学</p> <p>前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目</p>	<p style="text-align: center;">(教育課程の編成方針) 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

の開設及び実施に係る方針

二 前項第二号に該当する他大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第二十七条の二 「略」

2 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 「略」

2 「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 「略」

2 「略」

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（履修科目の登録の上限）

第二十七条の二 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 「同上」

2 「同上」

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 「同上」

2 「同上」

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。）

する。

(卒業の要件)

第三十二条 「略」

2 5 「略」

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 「略」

2 「略」

3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項に

(卒業の要件)

第三十二条 「同上」

2 5 「同上」

「項を加える。」

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場

において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附 則

1～3 「略」

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

4 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において

合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附 則

1～3 「同上」

4 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。）の専任教員数については、第十三条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。

5 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。

6 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

7 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>6 5 「略」 「略」</p> <p>「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>
	<p>9 8 「同上」 「同上」</p> <p>「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(教育課程連携協議会) 第十一条 「略」 2・3 「略」</p>	<p>(教育課程連携協議会) 第十一条 「同上」 2・3 「同上」</p>
<p>(連携開設科目) 第十一条の二 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十三条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該専門職大学の設置者（その設置する他の大学と当該専門職大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他の大学</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第六十一条第五項において同じ。）（当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学</p>	
<p>2 前項の規定により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該専門職大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p>	
<p>二 前項第二号に該当する他の大学が開設するもの 同号の大学等連</p>	

3 | 携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十三条の二 専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（第三十条第五項の規定により修了の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職大学の前期課程（以下「夜間等三年制前期課程」という。）にあつては、三十単位））を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 「略」

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十五条 「略」

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（夜間等三年制前期課程にあつては、三十単位））を超えないものとする。

「条を加える。」

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 「同上」

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十五条 「同上」

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

る。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 [略]

2 [略]

3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位(修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位(夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位))を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位(第二十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位(修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位(夜間等三年制前期課程にあつては、三十単位))を超えないものとする。この場合において、第二十四条第二項において準用する同条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては五十三単位(夜間等三年制前期課程にあつては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十九条 [略]

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 [同上]

2 [同上]

3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位(第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十九条 [同上]

2
3 〔略〕
3 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする。単位数は三十単位を超えないものとする。

(前期課程の修了要件)

第三十条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十八条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位(夜間等三年制前期課程にあつては、三十単位)を超えないものとする。

4 第一項又は第二項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第二十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする。単位数は、修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位(夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位)を超えないものとする。

5 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部(第七十条第四項において「夜間学部等」という。)に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第二項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

(共同学科に係る卒業等の要件)

第六十一条 〔略〕

2 共同学科のうち修業年限が二年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 〔同上〕
〔項を加える。〕

(前期課程の修了要件)

第三十条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、前項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

(共同学科に係る卒業等の要件)

第六十一条 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 共同学科のうち修業年限が三年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、共同学科のうち夜間等三年制前期課程に係る修了の要件は、第三十条第五項に規定するもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、第十一条の第二項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前各項の規定の適用については、第一項中「三十一単位」とあるのは「二十単位」と、第二項及び前項中「十単位」とあるのは「七単位」と、第三項中「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

6 前各項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同開設科目）
第六十八条 「略」

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位（夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位））を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同開設科目）
第六十八条 「同上」

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携

修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携学科に係る卒業等の要件)

第七十条 「略」

2 国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第五項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得した

外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第七十条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際

ものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(大学設置基準の準用)

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において修得したもののみならず単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したもののみならず単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において修得したもののみならず単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したもののみならず単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(修士課程の修了要件)

第十六条 [略]

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第一項に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することによって代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

一・二 [略]

(博士課程の修了要件)

第十七条 [略]

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。)以上在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に三年(第

(修士課程の修了要件)

第十六条 [同上]

「項を加える。」

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することによって代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

一・二 [同上]

(博士課程の修了要件)

第十七条 [同上]

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。)以上在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に三年(第四条第

四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3

第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減

三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3

第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減

じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第一項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいい、共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないもの

じた期間とし、第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

「項を加える。」

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

「項を加える。」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同令第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

とする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるものほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において読み替えて準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、第十七条(第三項を除く。)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育課程連携協議会) 第六条の二 「略」 2・3 「略」</p> <p style="text-align: center;">(連携開設科目)</p> <p>第六条の三 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると思われる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十二条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する大学に置かれる他の大学院と当該専門職大学院との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する大学に置かれる他の大学院</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第三十四条第二項において同じ。）（当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する大学に置かれる他の大学院</p> <p>2 前項の規定により当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他の大学院が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p>	<p style="text-align: center;">(教育課程連携協議会) 第六条の二 「同上」 2・3 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

二 前項第二号に該当する他の大学院が開設するもの 同号の大学等
連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の
間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門
職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院は、当該連携開
設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項
についての協議の場を設けるものとする。

（授業の方法等）

第八条 「略」

2 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条にお
いて準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二
十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行
う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効
果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について
、行うことができるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第十二条の二 専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連
携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学院における授業
科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転
学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二
条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）
以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場
合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものと

（授業の方法等）

第八条 「同上」

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三
十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様な
メディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させ
ることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関し
て、当該効果が認められる授業について、行うことができるもの
とする。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 「同上」

「条を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転
学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のもの
については、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と
合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位

みなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位(第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位数を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条第一項の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十三単位数以上を修得することとする。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位数を超えないものとする。ただし、九十三単位数を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位数を超えてみなすことができる。

数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 「同上」

「項を加える。」

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位数を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十三単位数以上を修得することとする。

「項を加える。」

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、第二十三条第一項に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 [略]

(入学前の既修得単位の認定)

第二十八条 [略]

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位(第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第二十九条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条第一項の規定にかかわらず、教職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、四十五単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。)を修得することとする。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 [同上]

(入学前の既修得単位の認定)

第二十八条 [同上]

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第二項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第二十九条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、教職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、四十五単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。)を修得することとする。

「項を加える。」

該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、第一項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第六条の三第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における前項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

3 前二項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

4 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項又は第二十九条第一項若しくは第三項に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

5 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第十二条の二、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項若しくは第二十五

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

「項を加える。」

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条又は第二十九条に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定

条第一項の規定により、教職大学院にあつては第十二条の二、第二十七條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみ

により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする

なすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(短期大学設置基準の一部改正)

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成方針) 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(連携開設科目)</p> <p>第五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が当該短期大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十三条の三において「連携開設科目」という。）を、当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該短期大学の設置者（その設置する他の大学と当該短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する他の大学</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第三十八条第四項において同じ。）（当該短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学</p> <p>2 前項の規定により当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p> <p>二 前項第二号に該当する他の大学が開設するもの 同号の大学等連</p>	<p>(教育課程の編成方針) 第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第十三条の二 「略」

2 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第十三条の三 短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学における授業科目の履修等）

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（履修科目の登録の上限）

第十三条の二 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育

(大学以外の教育施設等における学修)

第十五条 「略」

2 「略」

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位(第十三条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)(以下)のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第十五条 「同上」

2 「同上」

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位(以下)のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第十八条 「略」

2・3 「略」

4 第一項若しくは第二項又は第三十五条の十第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十三条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（次条の規定により卒業の要件として六十二単位以上修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えないものとする。

（教授の資格）

第二十三条 「略」

一～四 「略」

五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六・七 「略」

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十五条の十一 「略」

2 「略」

一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二・三 「略」

3 「略」

（共同学科に係る卒業の要件）

第三十八条 「略」

2・3 「略」

4 全ての構成短期大学の設置者が同一であり、かつ、第五条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成短期大学

第十八条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

（教授の資格）

第二十三条 「同上」

一～四 「同上」

五 大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六・七 「同上」

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十五条の十一 「同上」

2 「同上」

一 大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二・三 「同上」

3 「同上」

（共同学科に係る卒業の要件）

第三十八条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限り。）の社員である場合における前三項の規定の適用については、これらの項中「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

5 前四項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第四十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附則

4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第四十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附則

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。</p> <p>「項を削る。」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>
	<p>1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 昭和五十一年度又は昭和五十二年間に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。）の専任教員数については、第二十二条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。</p> <p>6 期間を付して入学定員を増加する短期大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十条の規定を適用する。</p> <p>7 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した短期大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。</p>

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第六条 専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(教育課程連携協議会) 第八条 [略] 2・3 [略]</p>	<p>(教育課程連携協議会) 第八条 [同上] 2・3 [同上]</p>
<p>(連携開設科目) 第八条の二 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学(短期大学を含む。以下同じ。)が当該専門職短期大学と連携して開設する授業科目(次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十条の二において「連携開設科目」という。)を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該専門職短期大学の設置者(その設置する他の大学と当該専門職短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。)が設置する他の大学</p>	
<p>二 大学等連携推進法人(その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第五十八条第四項において同じ。)(当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の大学</p>	
<p>2 前項の規定により当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。</p>	
<p>一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該専門職短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p>	

二 前項第二号に該当する他の大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第二十条 「略」

2 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十條の二 専門職短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学における授業科目の履修等）

第二十一条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位（第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学（以下「第二十七条の専門職短期大学」という。）にあっては、三十単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

（履修科目の登録の上限）

第二十条 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第二十一条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学（短期大学を除く。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位（第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学（以下「第二十七条の専門職短期大学」という。）にあっては、三十単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における

について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十二條 「略」

2 「略」

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位(第二十二條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十一條第一項及び前條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては五十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十六條 「略」

2・3 「略」

4 第一項又は第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数

授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第二十二條 「同上」

2 「同上」

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、第二十一條第一項及び前條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては五十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十六條 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

のうち、第二十条の二の規定により修得したものとみなすものとする
単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修
業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位（次条の専門職
短期大学にあつては、十五単位）を超えないものとする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十三条 「略」

2 「略」

一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助
教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む
。）のある者

二・三 「略」

3 「略」

（教授の資格）

第三十五条 「略」

一～四 「略」

五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経
歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）の
ある者

六・七 「略」

（准教授の資格）

第三十六条 「略」

一 「略」

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員として
の経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。
）のある者

三・四 「略」

（共同学科に係る卒業の要件）

第五十八条 「略」

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十三条 「同上」

2 「同上」

一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の
講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経
歴を含む。）のある者

二・三 「同上」

3 「同上」

（教授の資格）

第三十五条 「同上」

一～四 「同上」

五 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任
の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含
む。）のある者

六・七 「同上」

（准教授の資格）

第三十六条 「同上」

一 「同上」

二 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる
職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴
を含む。）のある者

三・四 「同上」

（共同学科に係る卒業の要件）

第五十八条 「同上」

2・3 「略」

4 全ての構成専門職短期大学の設置者が同一であり、かつ、第八条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前三項の規定の適用については、これらの項中「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

5 前四項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十条の二、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみならずものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第六十七条 「略」

2 「略」

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十条の二、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみならずものとする単位を含まないものとする。

2・3 「同上」

「項を加える。」

4 前三項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみならずものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第六十七条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみならずものとする単位を含まないものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第七条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第七十二条の二「略」</p> <p>一～四「略」</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関する事</p> <p>六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事</p> <p>七～九「略」</p> <p>2・3「略」</p> <p>4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>第七十二条の二「同上」</p> <p>一～四「同上」</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事</p> <p>七～九「同上」</p> <p>2・3「同上」</p> <p>4 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>5 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位を超えてみなすことができる。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十五条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十三条に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超

える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位を
超えてみなすことができる。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十五条第一項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第
一項第一号」に改める。

附則第二項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)

第九条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)の一部を次の
ように改正する。

第三十六条第二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十七号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第二号及び第六十一条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第二号及び第五十八条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学等連携推進法人の認定等に関する規程

（趣旨）

第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一

項第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 設置者 大学を設置する者をいう。
- 二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。
 - イ 連携開設科目、共同教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理
 - ロ 一の大学が当該大学以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究のあつせん
 - ハ その他二以上の大学の間での教育研究活動等に関する連携の推進に資する業務
- 三 連携開設科目 大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条の二第一項に規定する連携開設科目をいう。
- 四 共同教育課程 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同教育課程をいう。

五 共同教職員研修 大学設置基準第二十五条の三若しくは第四十二条の三、専門職大学設置基準第二十条若しくは第五十八条、大学院設置基準第十四条の三若しくは第四十三条、専門職大学院設置基準第十一条、短期大学設置基準第十一条の三若しくは第三十五条の三又は専門職短期大学設置基準第十七条若しくは第五十五条に規定する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう。

六 大学等連携推進方針 二以上の大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。

(認定の基準)

第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外の者を含めることを妨げない。
- 二 その社員である二以上の設置者がそれぞれ設置する大学（第五号及び第六号において「参加大学」という。）に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。

三 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

四 大学等連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の次に掲げる関係者に対し特別の利益

を与えないものであること。

イ 当該一般社団法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は使用人

ロ 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者

ハ イ及びロに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

ニ イ、ロ及びハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ホ ハ及びニに掲げる者のほか、イ又はロに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

五 参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによつて参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 次に掲げる事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。

イ 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

ロ 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他のイに掲げる連携の内容及びその目標に関する事項

ハ 当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

- ニ その社員のうちに設置者以外の者が含まれる場合にあつては、設置者以外の社員が実施する
イに掲げる連携の推進に関する事項
- 七 社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする
条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 八 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決
権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関す
る定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 社員の議決権に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしない
ものであること。
- ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額
に応じて異なる取扱いをしないものであること。
- 九 設置者である社員（第六条第一項第四号において「参加法人」という。）の有する議決権の合
計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十 代表理事を一人置いているものであること。
- 十一 理事会を置いているものであること。
- 十二 役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 各役員について、当該役員、その配偶者又は三親等内の親族である役員及び次に掲げる者である役員の合計数が役員総数の三分の一を超えないこと。

- (1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- (3) (1)及び(2)に掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ロ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

- (1) 大学等連携推進法人が第九条第二項の規定によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

- (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六

号に規定する暴力団員（以下この条において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ロにおいて「暴力団員等」という。）

十三 次のいずれにも該当しないものであること。

イ 第九条第二項の規定により大学等連携推進法人の認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（認定の申請）

第四条 大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。この場合において、インターネットの利用により第一号、第五号、第六号及び第七号に掲げる書類を公表している場合には、当該申請書にその旨及び当該書類を公表しているホームページアドレスを記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 定款

二 登記事項証明書又はその写し

三 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類

四 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

五 事業計画書及び収支予算書

- 六 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表
- 七 大学等連携推進方針
- 八 その他前条各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
 - 二 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地
- 3 第一項の申請を行う一般社団法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人である場合における第一項の適用については、同項第八号中「前条各号」とあるのは、「前条各号（第四号、第七号、第八号、第十一号、第十二号（口(1)及び(2)を除く。）及び第十三号口を除く。）」とする。

（公示）

第五条 文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。次条第一項の規定による変更の届出があつたとき及び第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

(届出)

第六条 大学等連携推進法人は、次に掲げる事項について変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

- 一 名称及び代表理事の氏名の変更
 - 二 主たる事務所の所在地の変更
 - 三 大学等連携推進方針の変更
 - 四 社員及び参加法人が設置する大学の変更
 - 五 大学等連携推進業務に係る定款の変更
- 2 大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

3 第四条第三項の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

(事業報告書等)

第七条 大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを五年間公表しなければならない。

一 当該事業年度の事業報告書

二 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 当該事業年度の監事の監査報告書

2 大学等連携推進法人は、インターネットの利用により前項各号の書類を公表している場合には、当該書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による当該書類の提出に代えることができる。

3 大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の氏名が記載された名簿を公表しなければならない。

（報告の徴収等）

第八条 文部科学大臣は、この規程の円滑な実施を確保するため必要があるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（認定の取消し等）

第九条 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消さなければならない。

一 解散したとき。

二 文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたとき。

2 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 第三条の基準に適合しなくなったとき。

三 前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 前各号のほか、教育若しくは研究に関する法令又は当該法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

3 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が前項第二号に該当することとなったことを理由として同項の規定による取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

（電磁的記録による申請等）

第十条 この規程の規定に基づき文部科学大臣に申請、届出その他の通知（以下この条において「申請等」という。）を行う場合には、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下この項及び次条において同じ。）に代えて、電子情報処理組織（申請等を行う者及び文部科学大臣の使用に係る電子計算

機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下次項において同じ。）を使用して書面等に係る電磁的記録（同法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下次条において同じ。）により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなす。

（電磁的記録による作成等）

第十一条 この規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し、又は保存する場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十八号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第一号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

- 1 大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該大学の設置者において、その設置する二以上の大学（専門職大学及び短期大学を含む。以下同じ。）による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
 - 二 前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。
 - イ 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項
 - ロ 当該二以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
 - ハ その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項
- 三 第一号の方針の下、当該二以上の大学の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されているこ

と。

2 当該大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあつては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十一号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第一号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

1 専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該専門職大学院を置く大学の設置者において、その設置する二以上の大学院による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
- 二 前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。
 - イ 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項
 - ロ 当該二以上の大学院における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
 - ハ その実施についての当該二以上の大学院の役割分担に関する事項
- 三 第一号の方針の下、当該二以上の大学院の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されている

こと。

2 当該専門職大学院を置く大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十三号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

- 1 短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該短期大学の設置者において、その設置する二以上の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
 - 二 前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。
 - イ 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項
 - ロ 当該二以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
 - ハ その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項
 - 三 第一号の方針の下、当該二以上の大学の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

2 当該短期大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十九号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準第十九条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十二号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第三項の規定に基づき、専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学院等が協議すべき事項について次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準第六条の三第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十四号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第三項の規定に基づき、短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

短期大学設置基準第五条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十号

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第一号及び第三項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第一号及び第三項の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示

（平成二十九年文部科学省告示第百九号の一部改正）

第一条 平成二十九年文部科学省告示第百九号（専門職大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条 専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が

定める基準等を定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職大学設置基準第十一条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

（平成二十九年文部科学省告示第一百十号の一部改正）

第二条 平成二十九年文部科学省告示第一百十号（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条 専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号（短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職短期大学設置基準第八条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を

開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第二十四号（短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織 に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

・ 策定の背景

Society5.0 時代の到来など社会の在り方そのものが劇的に変化している中において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。教員としての職能の成長は、養成段階のみならず採用後の研修段階も含めて、教職生活全体を通じて行われるものであるが、その中でも教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割の重要性は言うまでもない。

各大学の教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）が改正され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることが予定されている。

教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）においては、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価（以下「学校教育法に基づく自己点検・評価」という。）の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」とされているところであり、教職課程の自己点検・評価の実施に当たっても、大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとすることが求められる。

この点については、学修者本位の教育を実現する観点から、各大学の教学面での改革・改善に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等について大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルごとに網羅的にまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）が策定されたことを踏まえ、教職課程における内部質保証体制を確立する上でも、その内容は十分意識することが適当である。既に「教学マネジメント指針」に基づく各大学の教学面での改革・改善に係る取組が各大学において進められているところであるが、教職課程の自己点検・評価についても、各大学が現状のシステムを追認するので

はなく、各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から教職課程が最適化できているかという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

また、引き続き、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが教職課程の質の向上を図る上では必要不可欠である。これまでもこうした調整等を中心的に担う存在として、教職課程を設置する多くの大学において、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきたところであるが、今般、教育職員免許法施行規則が改正され、令和4年4月より、複数の教職課程を設置する大学においては全学的に教職課程を実施する組織体制の整備が義務化されることとなった。今後は、この全学的に教職課程を実施する組織体制が有効に機能し、教職課程を継続的に改善していくための役割を果たしていくことが必要である。

本ガイドラインは、こうした背景も踏まえて、教職課程における自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理し提示するものである。

・教職課程の自己点検・評価

1. 基本的考え方

教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果をあげることができたのかを中心に行うことが求められ、その際、達成すべき質的水準と具体的実施方法についてあらかじめ定めておく必要がある。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（3つの方針）がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。

また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、その後、一定の時間の中で様々な取組を積み重ねることを通じて教職課程の改善につなげてこそ意味がある。その観点からは、教職課程の自己点検・評価を通じて、教職課程の課題が明らかになることはむしろ望ましいことであるといえる。

教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくため、例えば、教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施などの方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要するものである。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行うことを旨とすることに留意しなければならない。

大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。また、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが望ましい。

教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、で示す観念の例示も踏まえつつ各大学が設定した項目に照らして、

- ・法令等により求められている事項の遵守状況
- ・積極的に評価することができる点
- ・改善を要する点

等を分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。

最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待される。

公表を契機として教職課程の自己点検・評価の結果について学生を含む学内や外部からフィードバックを受けるとともに、この結果を基に第三者評価を実施することなども期待される。

また、教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすることも考えられる。

教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

教職課程の自己点検・評価について、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられるものの、その実施間隔は各大学がその責任において自らの特性を踏まえつつ適切に判断すべきものである。

なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。

教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、学科等の目的・性格と免許状との相当関係、教育課程、教員組織、施設・設備、教育実習等について審査を受けた上で認定されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。

ただし、大学における改革・改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要がある。

教職課程の自己点検・評価の実施体制

後述するように、「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。

各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましい。

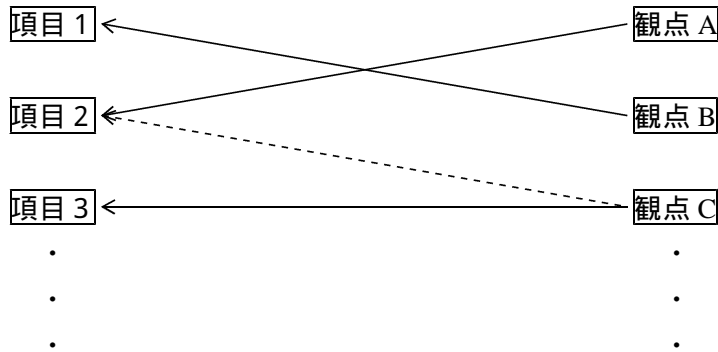
2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

教職課程の自己点検・評価の観点としては、以下のような観点が考えられる。ここに示すものは観点であり、実際に評価を行う際の項目であることを直ちに意味しない。実際に教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこうした観点を取り込みつつ行うことが考えられる。

【項目と観点の関係（イメージ）】

学校教育法に基づく自己点検・評価の項目

教職課程の自己点検・評価の観点



以下の観点は、適切に教職課程を運営する上で、最低限必要と考えられるものを想定した例示にすぎず、各大学において教職課程の自己点検・評価を行う際は、各大学の理念、強み・特色、教員養成を主たる目的とする学科等であるか、それ以外の学科等であるか等の実情に応じ、各大学の判断により適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましい。

教育理念・学修目標

[大学全体レベル 1][学科等レベル]

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）（以下同じ。）の策定状況

：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等

1：大学単位で教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されている場合

授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
 - ：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等
- ・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
 - ：ＩＣＴ（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等

[学科等レベル]

- ・教育課程の体系性
 - ：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等
- ・ＩＣＴの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
 - ：例えば、教員として身につけることが必要なＩＣＴ活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等
- ・いわゆるキャップ制の設定状況
 - ：１単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等
- ・教育課程の充実・見直しの状況
 - ：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等

[授業科目レベル]

- ・個々の授業科目の到達目標の設定状況
 - ：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等
- ・シラバスの作成状況
 - ：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等
- ・アクティブ・ラーニングやＩＣＴの活用など新たな手法の導入状況
 - ：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやＩＣＴを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等
- ・個々の授業科目の見直しの状況
 - ：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行

われているか 等

- ・教職実践演習及び教育実習等の実施状況

：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等

学修成果の把握・可視化

[大学全体レベル]

- ・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等

[学科等レベル]

- ・成績評価に関する共通理解の構築

：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等

- ・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報 2 が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等

2：例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。

[授業科目レベル]

- ・成績評価の状況

：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等

教職員組織

[大学全体レベル 3]

[学科等レベル]

- ・教員の配置の状況

：教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか 等

- ・教員の業績等
 - ：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等
- ・職員の配置状況
 - ：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等
- ・FD・SDの実施状況
 - ：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容 4 が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等

3：例えば全学的な教職課程センター等でFD・SD等が実施されている場合

4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」()を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

[授業科目レベル]

- ・授業評価アンケートの実施状況
 - ：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等

情報公表

[大学全体レベル]

- ・学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
 - ：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等
- ・学修成果に関する情報公表の状況
 - ：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等
- ・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
 - ：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか

教職指導(学生の受け入れ・学生支援)

[大学全体レベル 5]

[学科等レベル]

- ・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

- ：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等
- ・ 学生に対する履修指導の実施状況
 - ：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ・ 学生に対する進路指導の実施状況
 - ：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等
- 5：例えば全学的な教職課程センター等で履修指導や進路指導が実施されている場合

関係機関等との連携

[大学全体レベル]

- ・ 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
 - ：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができるか 等
- ・ 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
 - ：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができるか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等
- ・ 学外の多様な人材の活用状況
 - ：学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができるか 等

・全学的に教職課程を実施する組織体制について

1．全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

これまでも、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間で、授業科目の共通開設や専任教員の共通化が限定的に行われてきたところであるが、今後、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改正を行うことが予定されている。

しかし、自らの学科等の教員が携わらない授業科目が教職課程の中で増加すること等により、各授業科目間の役割分担などを含め、カリキュラムの体系性が失われたりすることや、各学科等の教職課程全体として運営の責任の所在が不明確になることで、教職課程の改革・改善の契機が失われること等により、教職課程の質が低下することがあっては本末転倒である。

また、教職課程の運営において他の大学や教育委員会、学校法人など関係機関等との連携の必要性は高まる一方である。各学科等が、個別の戦略と判断に基づき、関係機関等と連携・交流を行うことは想定されるものの、対応の如何によっては、各学科等間で重複した取組が実施されることや各学科等の取組間の整合性の喪失などを招きかねない。このようなことは、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から防がなければならない。

このため、複数の教職課程を設置する大学においては、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備えるとともに、当該組織体制の中核となる組織（以下「中核組織」という。）が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要となっている。

2．全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

この全学的に教職課程を実施する組織体制が果たすべき役割・機能は、大学の規模等に依りて多様なものとなり得るが、期待される役割・機能のうち主たるものを例示すれば以下のとおりである。

全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整

各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）

学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）

全学的な観点からのFD・SDの実施

情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整

教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施

教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施

関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整

教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

これらの役割・機能の全てを中核組織が果たすこともあり得るが、例示された役割について、特定の学部だけを対象に担う組織又は、それらの一部分を担う組織が既に各大学で整備されている場合は、当該既存の組織が、中核組織と連携しつつその実施機能を担うことも考えられる。

その場合であっても、

- ・各組織の所掌と責任を明確にすること
- ・組織間の指揮命令系統が明らかになっていること（どの組織から指示を受け、どの組織に対して指示ができるのか）
- ・特定のテーマについてリーダーシップを発揮すべき組織を明らかにしておくこと
- ・組織間で必要な情報共有が図られるようにすること

に留意することが必要であり、教職課程の運営に関しては、中核組織がリーダーシップを発揮することが期待される。その際、中核組織が実効性を持ってリーダーシップを発揮できるように、あるいは、中核組織が与えられた所掌と責任に比して過剰な役割を負わされることがないように、大学として全学的な視点の下で中核組織の位置づけを明確にしつつ、その活動を支援することが求められる。

3. 中核組織の形態

中核組織がいかなる形態を採るかについて、例えば、

- ・2で例示した役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織（例えば「教職課程センター」）
- ・2で例示した役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織

などが考えられるが、大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様なものであり、場合によっては、既存の組織が中核組織となることもあり得る。

いずれの組織形態を採用する場合も、

- ・いわゆる教科専門、教職専門双方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画を得ること
- ・事務職員の確保その他必要な運営体制を確立すること
- ・最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

が期待される。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)
その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
・基本的な手順 ・実施間隔 ・実施単位 ・実施体制
- 自己点検・評価の観点の例示
教育理念・学修目標 授業科目・教育課程の編成実施 学修成果の把握・可視化 教職員組織 情報公表
教職指導(学生の受け入れ、学生支援) 関係機関等との連携
学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)
全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) 学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) 全学的な観点からのFD・SDの実施 情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応
中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる
- 中核組織の形態
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要